薩摩風土記

下

特 7
3
131

伊藤篤太郎記

尾張伊藤圭介藏

国立国会図書館　タイトル『薩摩風土記 3巻』 請求記号 特7-131

ガラス使用

特7-131

伊藤篤太郎記

京都帝國大學圖書館藏

邪宗門所停止之後密至伴天連共渡海
従しは依て死罪

一

寛永十七年辰五月十七日 當密邪宗門之
者とも渡海して訴ひしむの不馬場の郎
右衛門迷江戸へ上す 御上使として加賀
民部少輔殿八月六日京都御下着ハ六上て越先達
てさいしゝ申渡し本国へ帰しは前月の
朝を守るに又は後渡海に限不屈至極付
當密七拾余人の内六拾人死罪 残る拾三人

建張伊藤圭介之記

国立国会図書館　タイトル『薩摩風土記 3巻』 請求記号 特7-131　ガラス使用

留まハ軍勢引ハ長崎町方山ノ海
辺ヲ陣取誠ニ勇ヲ覚事前ノ家の難
さしもの幕下まさし夜ハ大幕ヲ
ちんまいまつ自宅の如し

一 南蛮使者 コニサアルホウチンケイ テソウサ トツルトテコスクリノホフレイ コロ国 大守 幕下国守視察と云

一 御上使之話 先年 紫中自然来る 渡海船
其科 照らるゝ 此度ハ 沛 慈悲 なんと

沛免しと数日間 重く 急度 無らさるゆゑ
中自八月六日帰帆せしむ

一 黒船或般使者武人人数四百六人

一 老船ニ石火失ハ十挺

諸大名勢前 并 陣所

一 松平筑前守 人数三万千七百三十人 船数百三十三艘

一 細川越中守 日 三万千三百三人 日

一 鍋嶋飛弾守 人数 壱万千百五十人 船 百廿五船

一 立花左近将監 同 三千八百七十人 同 九十船

一 小笠原信濃守 同 千六百七十八人 同 六十五船

一 寺澤兵庫頂 同 三千五百人 同 九十船

一 松平黄濃守 同 千八百人 同 八十船

一 松平隠岐守 同 六千三百人 同 五十船

一 大村 大村丹後守 同 四千六百人 同 三拾艘

一 三ヶ刀採津守 同 四千人 戸町

人数合五万五千五百弐拾八人

永数九百六拾九艘

御書中分清奉書之写

一 筆ヶ崎遊ハ黒船長崎若津右同亦八日之院

彼地ニ於我ハ従二ヶ刀採津守日招聖織新馬場

三郎太郎門注を及　上軍以後　渡彼地方使者
渡海之由に無異後入船可仰不及行　死罪書之
之者　長崎を行中途　相遇之者　是者諸孫　之者
得其意事　不宗成よりて　以為し　之有之多歟
仰出に尤厚其意に　見候律云

七月十二日

阿部對馬守
阿部豊後守
松平伊豆守
松平籠前守殿

一　有恋人渡海　待止嚴重にして　平戸町
有之所　榮陀人を長崎より　きらう　異國
船　諸先の所　乃る事を　由ゆるさ　之者
相守る　屋しとて　寛永十三年　三年
松平左衛門を　仰せこけ　湊口　西泊戸町
番所　立石火矢　構人　嚴重取り

一　西泊戸町　番所　惣構　北百廿五間　四尺五寸
石火矢　代拵挺　玉重さ
三ノ八百目之

一 戸町番所　日石火矢十七挺
松平籠前守　日番人数多人
番頭壱人　浜砲大頭壱人
中壱壱人　大組壱人
船之拾壱艘　早船十二艘
又明暦元乙未年　松浦肥前守所　築之
七ヶ所　石火矢　石墓
一 番き多　一 女神寄　一 多神湾
一 江崎　一 高津　一 長岩

一 陸尾
番船新々　仰付ハ此ヶ年　かわり
細川越中守　之力採津当　山寄早裝守所なり
隋
一 早船四拾艘　早船壱艘
阿蒙陀　初て日本へ渡海の事
一 茶長六七年　地の浦に着目ゑきたる人
なり　男迷江戸表へ　之上の所　右の船江戸

人家門口張有

小志し紀為の号

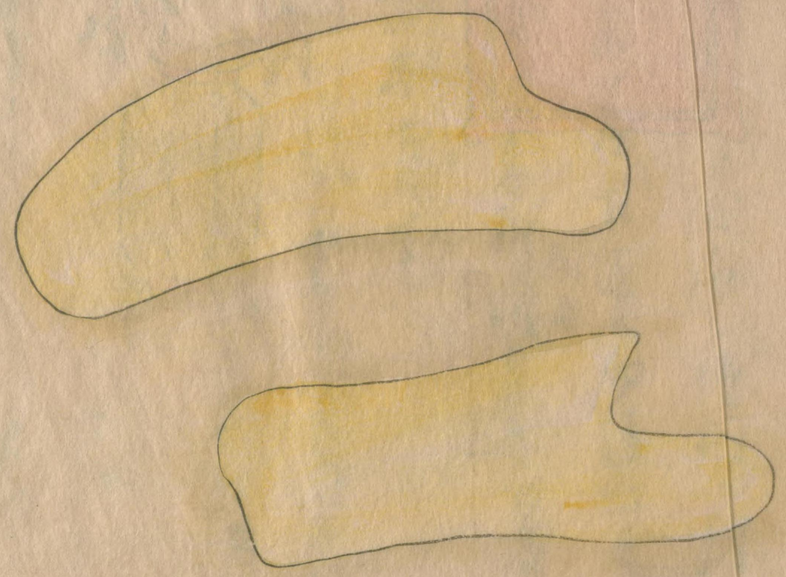

表へ廻りは御手ニ御付候ハ御戸へ取る途
中お剣浦にて鞍風にあひ船ハ御手ニ
戸へ乗りは雲ヤニヨウス吉人御戸へのこし
高阿とハ堺へ両度ニ而不同十三年
阿蘭陀船平戸居仕は先ハ先の船乗り
はていつとく度ニ居ハ当ハ御手ハ
右の所御免ありし　おれより後ハ平
戸へ乗り商賞仕はやうに御付はおもんる
思ければ

琉人床飾

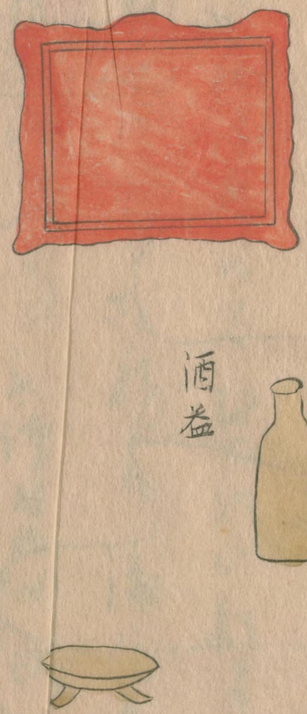

台徳院様御朱印

阿蘭陀商船到日本渡海之節
縦遭風波雖着岸於日本国
何湊地所不可有違背者也

元和元年八月十六日

阿人きいかひたん

御奉書の写

急度申入候阿蘭陀船出平戸如
前々被存候其方次第商賣可被
下候於其方在所ニ而従是伴天連之
法不弘様ニ可被仰付候恐々謹言

八月廿三日

土井大炊頭

安藤對馬守

板倉伊賀守

本多上野介

松浦肥前守殿

人々御中

右之御奉書阿蘭陀出嶋屋敷有

然るゆゑ人所持候しかは其後悪をれ
其を商利分なりとて 御免を称うれ
来る候に御蒙陀に今に渡海いたし商賈
仕り候
其ゝん陀持渡りは内金銀の小判小判持渡り
彼国の米にしてこゝ
紅毛人の者にて金吹味役人出ゝ様にて
所をこし改る事なり
小判大さ日本の大判のまゝしなり三四分

あり中になんあれは法さみきり御蒙陀一渡
まゝり御へ出事歳登御法度なり
銀は大銭のことし又拾ゝ銭の如しこれも
如此に吹味なり むかし此銀銭を其中
にいたりたり今に持来りものまゝなり

御神事の変

古喪祭 権現長沖地主神寛永二年後彷
明神行者明神合祭なり むかし 松喪天
神になりしを今 諏方のに引後方は

九山に居しを合祭あり十二ヶ年まで在
祭れたり神輿の渡りなし志りは寛永
十二年渡り行神尾内社屋柳原郡渡守屋
渡在前のときら御身みて武口出来し九月
十日に神て渡しを先る志りは東嶽明
神なり上のこのまし正徳三癸巳年
渡り行久松傳渡守屋元嶽嶽明神
地に神なれは神に社を渡し下渡始り
笠より三社同に此とき渡し時此渡り行

祭礼一日前に渡若者行立命にて祭
行只物なり

祭禮日

一 九月九日祭は此神輿三社大夫と渡旅所
渡り十日本社へ渡りたり

九日
十日 暫笠をとりたんたり
小徒御りもの出り

一 毎年十三所かくれんだんにて出る在山所
へ合てハ役祭りにハ

毎年吉番丸山ハ名ニ礼渡し孫ハ渡考
なし候これ家本田人なり 領城やより新
送り人なり独まで 手ニ扉子を持候ゆみ大
穀まで うたひこれをたりいせまひをまゐなり

丸山所

のち
所三人地より 芝居引物

一 あとハ番の所よりかさぼこ
一 三人ふたひ地より

一 半人ありたゆしこと
一 引物いろし
一 子ともよりあとより
一 所人ハ下のたひこ
長崎百海あり東北西ぐるり山あり山のふこ
本あり中ハ所家之橋数六十余大小入内
石橋をふしさし直し拾弐丁の所あり所
中石多しめずりハ一寸とりあり其も石之
ありけあるし車ふしゆくこまて手中ニ生

須磨琴之圖

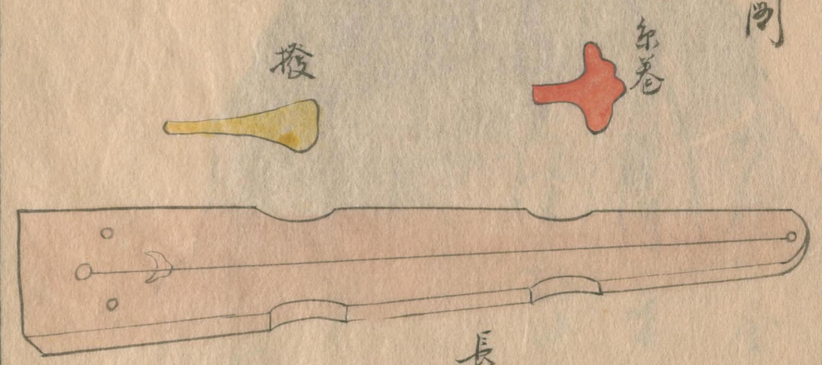

長サ三尺六寸

年常吉馬より常四乃人之事宜致つゝむと
那は此下役拾人行り出れハ今所此味やく
なり那は大通同小通同 皆役人なり其
那地面あり皆役をつゝむるなり

霧嶌山之図

国立国会図書館　タイトル『薩摩風土記 3巻』 請求記号 特7-131
ガラス使用

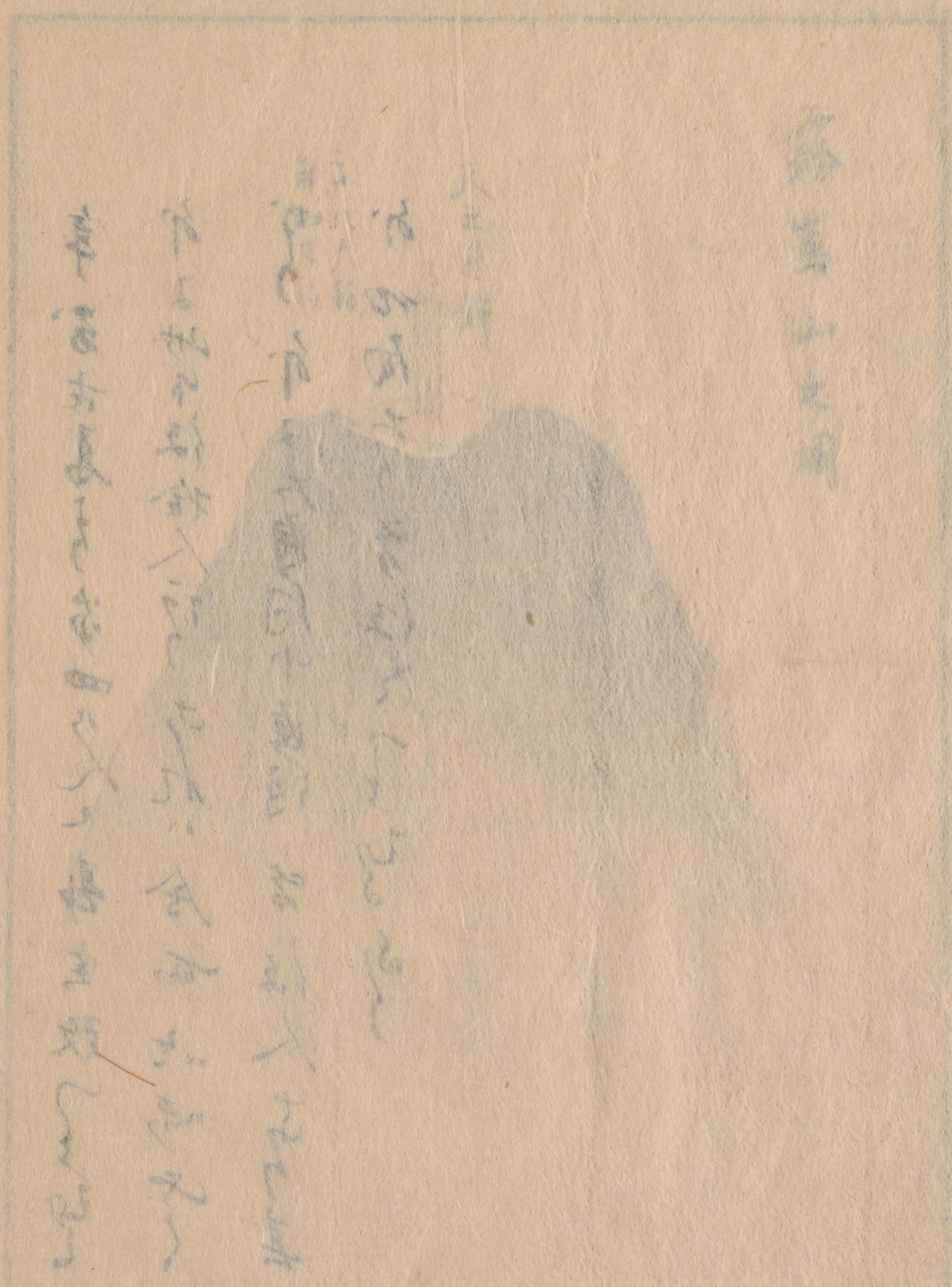

忘きり 平和 渡海の事

一 正保の後 丑五月 上旬 若干 日本 所領 多の
写し かの国にて 日本 多字を 習写し
来ると 見へる さつそく 江戸 表を 清崎(トヤケ)
中 上は 知らんと 人等 絵ふ 板にて
南蛮人 にかゝ左先は 亦 吉人も 出れ 亦くは
里 湊へ 入也 火法 道具 武具を 預ケ
いまりを 知るさせ中は 江戸 表 ゆきて
お係は

人数八十四人家ニ入されたかひ多ん
せいもんてるろう

一 船 長サ十七丁 横門四尺五寸 深サ三丁 こうのうサ四丁余

一 石火矢茶 三拾五桶 一 口茶桶 壱ツ

一 石火矢玉 六百八十余 一 鉛玉 八桶

一 鉄小玉 壱籠 一 釘玉 壱桶

一 小石玉 八桶 一 鉄鉋 四十七丁

一 火縄 鉄鉋八十三丁

一 釼 三百卅九腰 一 鎗 拾四本

一 手鉾 十二本

右の所ニ船より頭ニ上田基ニ[illegible]

入る

外ニ清ニ和ニ居ニ以所ニ

一 鉄鉋 壱丁 角ニ有リ長サ五尺三寸

一 目ト四丁 角ニ有リ左ニ口ニ鉄鉋あり

一 目 八丁

一いこ年　五六
右の武具鉄炮ハ帰帆の時濱まて相渡
菜川津まて相渡有り
阿蘭陀通詞
加福善兵衛
本木庄左衛門
楢林新兵衛
名村八左衛門
中嶋清左衛門

一積来り候品
一羅紗　弐十八疋
一呉呂服　壱疋
一天ゑい　八疋
一嶋唐　四拾弐疋
一かなきん　十疋
一更紗　十疋
一明の子　十疋
一さらけ　壱桶
一羅背板　三拾八疋
一蒲団　六疋
一珊瑚樹　壱箱
一木綿　四十疋
一木綿縞廿壱疋
一薬物　八桶
一ろう　十斤

一 [illegible] 洪 [illegible]

一 花の水 拾箱 一 水銀 二十六箱

一 宿砂 八桶 一 硝子鏡 [illegible]箱

一 鍋 七百斤 一 縮緬 綸子 紗綾 八百反

一 此似羅 一箱 一 金唐波 [illegible]箱

一 ちんさ酒 一箱 一 時計 三ツ

一 硝子盃 [illegible]桶

一 火矢 一丁 一 硝子道具 [illegible]箱

一 番々玉 二箱 一 火石矢 [illegible]丁

一 [illegible]れ天圓鏡の[illegible]枚 [illegible]

右ハ[illegible]へ[illegible]上ハ阿蒙陀

一 宗門 [illegible]

右宗[illegible]の名也

一 佛の名 [illegible]

右ハ[illegible]の佛ハ天[illegible]

[illegible]天を[illegible]宗門[illegible]

となんすもなくれよ川て宗門も廣めれ
事も無い所は
右御尊に付以書付申上れ叩びたん判ま人の
通詞判まで申ありまれ写し
一 南蛮切支丹は 悪佛ま人有
又色々の仕名もあり
此佛を毎年正月長崎まで人まふませられ
如く重き事ゆゑ所は叩て金板にいろしの
死罪科人のまふるものを明付有れ
右のものをあのくさまて佛と申は南蛮の事

もあるは御とも異天
所の御尊の説如斯は
忍ばれ夫人は書の写
一 天國節和尚申は後ゆゑ所は下申上は此社
御付は今経南蛮人日本之御ありしき申後様子
尊て無ひ付は此所申は其上先年の様子方
之高麗船半申は其も此の所は由承り申は
一 ふらん天國より船数十七艘仕立まちたまると
申 其故敵し申は此ハ新とも大人たんまた居

国立国会図書館　タイトル『薩摩風土記 3巻』 請求記号 特7-131　ガラス使用

名ゟ行ハ 鎮市 所与の事

唐人ゟ書

一 新しき 鎮市 立市の事ハ 多様ニ 若 信
時唐船のことのよ 日本ニ 古き 旗ニ
立ハ事 あまり 不申ハ これを 川と 波地
ニて 新しく 染之 余りし也之

一 琉球之記

琉球国発向のとき 大将を 西村の かい山之 様也 稜之 原
平田 左衛門 原 伴集院 長左衛門 蒲地
伝中守 野田 源左衛門 山原 越左衛門 原 外 所
家人 武士 弐百 四拾四人 惣人 数合 弐千三百余
人 惣長十四 己酉 壬二月 大将之 弁 かたり
琉球之 攻上 国王 大守 孫 以 元人を 生
捕 庶 以 嶋之 免し 法れ 川と
以 味 ニ 抑 ゟ 江戸 表之 法れ 公方様

御目見ゆるなり

一 琉球の事 前吉元年三月十九日 物軍
義教公御会才 大覚寺 大僧正等 忠上人
[illegible]に付事 [illegible]日向に下りあり京
都より重討公報を請津へ度々 御付
まで止事をしは 様正勇 [illegible] 大将まで
討奉りし 其時の御 慶丸に琉球を
永々慶度に下さるとけり其長男
琉球伐を彼地に係人なりて まゐし

いろしなり 此方にて立給して故入
御事まで 薩摩に [illegible]事 以上
いにしへの事なり 江戸 [illegible]きんは この
時にしまるよし 琉球の 岩船は
為朝の孫し 以上 江戸表にも 御客の
[illegible]なり [illegible]にても 和国より 出
て 立給し

一 薩人 [illegible]
この方へ [illegible]帰申 [illegible]

この地りんだ紙よりこと何種の不代にても
帳にも所にはしかれば勘定にて遠ふ事
なし 惣解 琉球は世にの商賈に所取
ひとと日本と 所合の所にて諸方の商船
来ると見へ出る
琉球の本絵 大本なり もしこ残りけ
実にとる日本よりも見て不絵きぬ何き
縮 細明に重 紙子紙 所にあるき 形前
こんぶ 此所にて 行 おんぶは大般にて

幾般も下るなり 此外諸道具あるべ
下に彼地にても まて外国へ賣と見へる
なり
琉球産物
朱塗器類 諸国にき さとふ
泡盛酒 上布 大せふ布
本絵組かすり
大諸砂唐 諸つ玉き
見るふ語 こんぶ

国立国会図書館 タイトル『薩摩風土記 3巻』 請求記号 特7-131 ガラス使用

琉球の長崎ハ唐音にてかうは唐吹
詩くうたうハ船音なり

長崎

「ながいのもうちかんのんぜう千ほかんのん
ぶしかうみ小金でもしてたちかうば
「翔やよ若男つれてかへまたかいろと
もそとしの浜かるみさ
「細りかつ甲斐天く桜も紫が田み
いくいけいちんなりうせん

「いつり世きあけ凡ほきてうて むまやしち
とし　やらしと
「ふ孫かとも何ないしと舟子いさん
て手柄りて風やまゝまよ 年ま
「西川見へしいやいまふぶ良り立のか
いま三ふ活かでんあしなん何うさなし
「きくのかつ川きのめてる山川ならそを
天山人の知らあき汐しや
「大和新年 何ら仰せりし さみより何しても

さてし海
風をおいとまくなる海しやの光ん
うなそろへ屋んさいてんにしおりみ
同じゆとうなこおしそろいこちの後
みん後世にしちとなりもあさやまし
まやし せんそろ
しきれ
そろまとせい

国立国会図書館　タイトル『薩摩風土記 3巻』 請求記号 特7-131　ガラス使用

松の少枝ハ日夜ゟ法ハ
祢ん祢ハまゝて月をなるゝ
たいやかれし

一 三月四の浦まで 玉の世川ハ是ゟ人二十
人往来座ニ取ル酒餐を法 枝ゟ之深
の辻女のごとく人集り見ル所ニ成なり

一 水道の方桝あり石を造り蓋のやうなり
所々にあり此水清城より流れ町中の谷水
とする水波賛ニ行あり

一 石燈籠あり下段人のつり無ゝやう造しの
事あり いたゞ道の宮社の前まで 能あるなり
南にあり
あり 大仲公
原児僧の両

大仲公ハ大中公の両シ上ニ
島津彦久公ハ貴久公之
「賀朝の孫あり」ニ出ヤ見れり

松の少枝ハ 月夜ゟ法ハ
孫ん孫ハまくて月をなるゝ
たいやかれし

一 三月四の浦まで 玉のせ川ハ 人二十
人 駄車座ニ取ラレ 酒 餐を法 杯とりて 江戸
の 辻女のごとく 人集り 見ふ川 ゑなり

一 水道の方 桝あり 石をて 造り 墓のやうなり
取ニ下なり 此水 清 城より 流れ 町中の谷水
とする水 汲 賣 歩行あり

一 石燈籠あり 五代人のつり 無やう 造しの
事あり いふ道の家社の前まで 能あるなり

一 大仲公社 松原山 南林寺 本堂の 南にて あり
諸津孝久公 源の頼朝公 清源あり 大仲公
ゆゑん 石社前にあり

一 忠久公 清安 菊尾 大枝 現あり 康 児 僧の西

三里あり九月九日に参紀大社あり八月十五日[illegible]
分ち正八幡宮御参紀九月十九日にし主御
参紀 西社 東社 湯治場あり湯の儀
三十二あり

一 霧鶴山 いさあきの命 いさあきの命 事御神立ゆゑ天のさく
かこあり うて八尺紙出る四角之明に四丁なと
あり ゆるくなり あきべて 唐金のやうに
うてハ 鳴るゝ孫のをとあり 山よへふもとより
二里にして 参る 大難所あり 琉黄谷あり 年中

火 光る事の春 鉞風あれハ与られ法 まとり
小石 条後の持ありて つむ 又山上に 西家し
草原あり 外の京にのらしたこ ふ にんたんあり

一 橋戸山大橋 伊弉 うゝやふき あいせ法の命
の内書 の御と 此神にて 此宮に内書あり
といふ山石穴の中へ 又ハ 造り 这ものに 此等法
のときハ 此岩上るといふ

一 山川に 御所といと而あり 海きしの石り
牡丹のやう所る 也 咲と 年船に 来る 見[illegible]

行事あり是は遠人薩摩に伝へて流布しける
土器にて作りたるのやうなる貝なり水中
より出る目銭ほどけあり金銀の色有り
てうるはし大さ六七寸もあり浜海門嶽せ
ん浜邉と其外にもつかてあらし

一 薩摩にありし時江戸木挽町宗五郎といふ
帰国の後少将と第十一皆を軍團に
てあ行はる一能く三味線を引く
一流あり三味線人を積りて弾かしめ西樓にて

にく絲先にてん名付し外に両琴と
いふものを作りく弾きまして何までい
いく此琴行平中納言須磨にて弾じたるも
いき伝へし琴にて今は京都にも伝へていく
ものなし然るに此琴を弾き作る琴あり
長崎に至りしとき清人いはく唐四百余州
に行はるる此琴を原として始めたる

清人之詩
三尺鳳枝蘭好将新製訴新聞書

特7
3
131

夜月誰相識 寂々高山一水流

庚辰 桂月 為

碧峰先生 嘱劉信厚

国立国会図書館　タイトル『薩摩風土記 3巻』 請求記号 特7-131
ガラス使用

特7
3
131

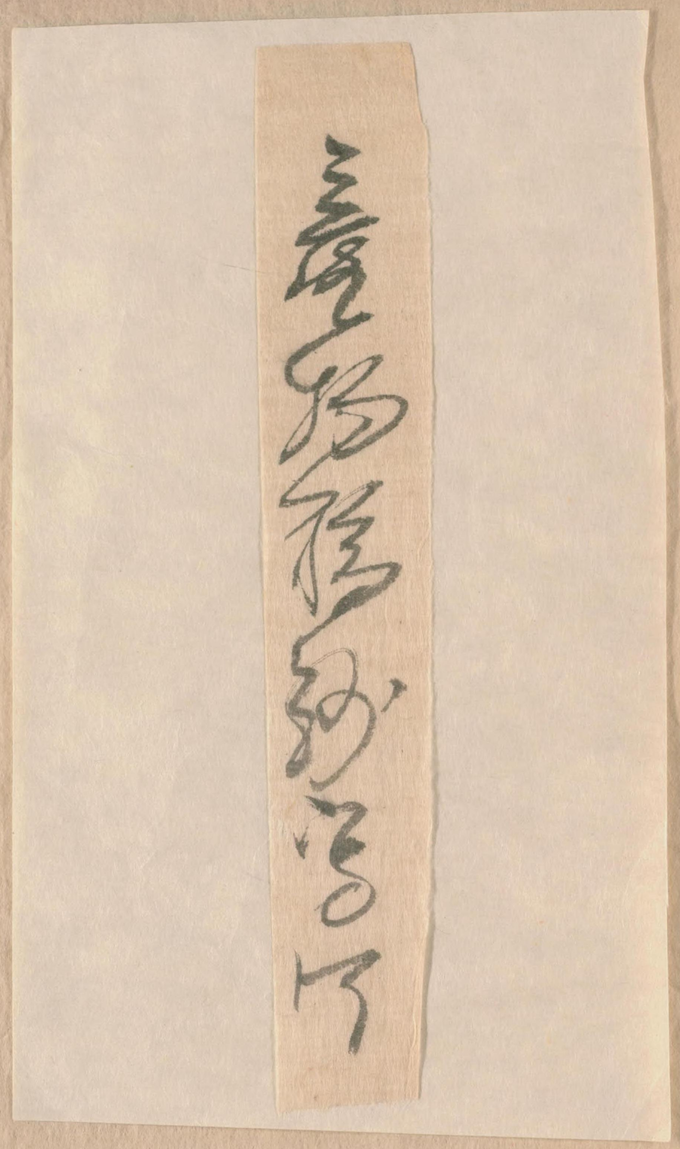

夜月誰相識寂々高山一水流々々

庚辰 桂月 居

碧峰先生 嘱劉信厚

国立国会図書館　タイトル『薩摩風土記 3巻』 請求記号 特7-131
ガラス使用　挟み込み物

国立国会図書館　　タイトル『薩摩風土記 3巻』　請求記号 特7-131

ガラス使用